

最高裁秘書第1808号

平成31年4月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年12月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第5446号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

平成31年度要求抜粋（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

【修習給付金】						
基本給付						
修習期	人数 (A)	給付額 (B)	給付人数 (C)	期間(月) (D)	給付額合計 (E)=(B)×(C) ×(D)	総合計
第73期	1,600	135	1,600	4	864,000	864,000
第72期	1,543	135	1,543	9	1,874,745	1,874,745
合計						2,738,745
住居給付						
修習期	人数 (A)	給付額 (B)	比率 (C)	給付人数 (D)=(A)×(C)	期間(月) (E)	給付額合計 (F)=(B)×(D) ×(E)
第73期	1,600	35	75.2%	1,203	4	168,420
控除(導入修習)	687	35		687	-1	-24,045
第72期	1,543	35	75.2%	1,160	9	365,400
控除(A班集合修習)	335	35		335	-2	-23,450
控除(B班集合修習+考試)	687	35		687	-3	-72,135
合計						414,190
移転給付(実績単価を45,000円と設定)						
修習期	人数 (A)	給付額 (B)	比率 (C)	給付人数 (D)	回数 (E)	給付額合計 (F)=(A)×(B)× (E)
第73期	1,600	45			2	144,000
第72期 (下段は、A班の実績 修習から集合修習ま での分)	1,543	45				69,435
	807				1	36,315
合計						249,750
総計		3,402,685				

### 【修習給付金】

#### 住居給付について

- ・入寮期間中は支給しないこととし、それぞれ導入修習や集合修習の際の入寮者分を控除。  
(687人は、入寮可能人数最大値としています)  
(335人は、入寮数(大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山)としています)
- ・A班、B班の割合は、71期の各修習地の人数の割合を71期の人数(1543人)に割り付けて算出。
- ・比率(75.2%)は、68期の住居費の支出がある修習生の割合(日弁連のアンケート結果)から算出したもの。

#### 移転給付について

- ・想定単価は45千円は
- ・807人はA班の人数